

犯罪被害にあつと、このようなことが起きることがあります。

日常生活のこと

- 家事や育児が手につかない
- 外出できなくなり、必要な用事もできなくなってしまう

心身の不調

- 感情や感覚がマヒしてしまう
- 強い不安感
- 眠れない
- 食欲が出ない
- 現実感が持てない
- 自分を責めてしまう
- 感情のコントロールができない
- 全身の体調不良 など…



住居のこと

- 自宅が被害現場であり安心できない
- 事件のことを知られてしまい、周囲から好奇の目で見られるため、生活できない

経済的なこと

- 仕事に行けなくなってしまい、経済的に困窮する
- 医療費、裁判に伴う交通費など様々な費用がかかる

仕事のこと

- 様々な手続きで、仕事を休む必要があるが、その理解が得られない
- 仕事に集中できなくなってしまい、今までどおり仕事ができない

周囲の人の言動のこと

- 知人に事件のことを色々と聞かれるのがつらい
- よそよそしくなったり、今までどおりに接してくれない

まずはお電話ください 湯河原町犯罪被害者等支援 相談窓口

担当 地域政策課

電話 0465-63-2111
(内線234・235)

受付時間 平日8:30~17:15
(土日・祝日・年末年始を除く)

FAX 0465-62-1991

Eメール bousai@town.yugawara.
kanagawa.jp

神奈川県相談窓口

かながわ犯罪被害者 サポートステーション

電話 045-311-4727

受付時間 月~土曜日 9:00~17:00
(祝休日・年末年始・かながわ県民センターの
休館日を除く)

かながわ性犯罪・性暴力被害者
ワンストップ支援センター
かならいん

電話 045-322-7379
または #8891(全国共通)

24時間/365日 受付
どなたでも(性別は問いません)

ひとりで悩まず ご相談ください

犯罪被害にあわれた方へ
支援のご案内



 湯河原町

湯河原町犯罪被害者等支援条例に基づき、このような支援が受けられます

湯河原町がお手伝いできること

○「犯罪被害にあったとき、まず、何をどうしたらいいの？」 「どのような手 続きが必要で、どのような支援が受けられるの？」

町では、犯罪被害にあった方、そのご家族ご遺族等の困りごと、不安、疑問について総合的に相談できる窓口を開設しています。相談内容に応じ、適切な関係機関におつなぎしたり、町役場内の既存の制度や各種手続きについても、被害者の方の負担を軽減できるよう対応します。

○まずはお話をお聞きし、何が必要で何ができるのか 一緒に整理をしていきましょう。

- ・犯罪被害により直面している様々な問題について、ご相談をお受けします。
- ・本町の条例に基づく支援を提供します。
- ・必要な情報の提供や助言を行います。
- ・状況に応じて関係機関にご案内します。

◆法律問題への支援

犯罪被害により直面している法律上の問題について、弁護士による法律相談を実施します。
1回あたり60分を目安に2回まで無料



◆支援金支給

遺族支援金	50万円	犯罪により亡くなった被害者（町民）のご遺族に支給します。
重傷病支援金	10万円	犯罪により重傷病を負った被害者（犯罪発生時に町民）に支給します。
性犯罪被害支援金	10万円	性犯罪の被害者（犯罪発生時に町民）に支給します。

※これらの支援は、湯河原町犯罪被害者等支援条例が施行された日（令和5年4月1日）以降に発生した犯罪被害を対象とします。

※支援内容ごとに、対象者、申請の期限等の要件がありますので、犯罪被害者等総合支援窓口（地域政策課）までお問合せください。

湯河原町地域政策課 電話：0465-63-2111（内線234・235）

その他の相談窓口

弁護士による無料電話相談

神奈川県弁護士会犯罪被害者支援センター
045-211-7724
火曜日・金曜日 13:00~16:00
※通話料は自己負担となります。

犯罪被害者支援ダイヤル

(犯罪被害に精通している弁護士の紹介等)
法テラス神奈川
050-3383-5360
月~金曜日 9:00~17:00

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル
0120-079-714
月~金曜日 9:00~21:00
土曜日 9:00~17:00

性被害専用ダイヤル

ハートライン神奈川
045-328-3725
月曜日~金曜日 10:00~16:00

